

金融サービスの不正利用等による罰則が「創設」「引上げ」されます

預貯金通帳の不正な譲渡等や送金バイトを始めとしたいわゆる闇バイトに係る行為は違法です。

当金庫は、お客さまに開設させていただいた口座が、不正に利用されることのないように、また、犯罪グループ等によって言葉巧みに口座やキャッシュカードを奪われることがないように、ご注意をお願いしています。

SNS 型投資・ロマンス詐欺を含む特殊詐欺等が急増しており、預貯金口座等の不正利用対策が一層強化されました。

自らの意思で口座を不正に使用することはもちろん、怪しい広告や不自然な要求に応じることがないように、お客さまには正しい目的でご自身のために口座をご利用いただきますよう、お願い申し上げます。

【「預金規定」における預金の取引停止や解約等を行う場合】

- ① 預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
- ② 預金者が預金及び通帳を、譲渡または質入れ等した場合
- ③ 預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
- ④ 預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

口座を買ったり、 売ったり...

罰則引き上げ！



1年以下の拘禁刑
若しくは
100万円以下の罰金
又はその併科

3年以下の拘禁刑
若しくは
500万円以下の罰金
又はその併科

※反復継続して（業として）
行った場合には加重処罰

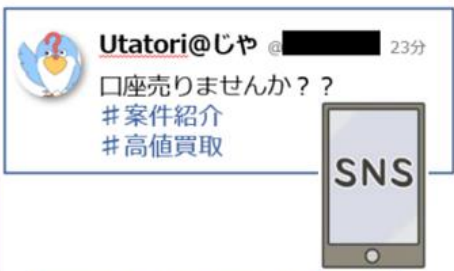
罰則の対象行為



① 買う・譲り受ける行為



② 売る・譲り渡す行為



③ 勧誘・誘引

対象となる金融サービス例

通帳・キャッシュカード
IDやパスワード等



① 預貯金通帳等



暗号資産ウォレット
IDやパスワード等

※法律に基づき金融庁・
財務局の登録を受けた
事業者のウォレットに限る

② 暗号資産交換用情報

「高額電子移転可能型
前払式支払手段」の取引が可能な
ID・パスワード等



ステーブルコインの取引が可能な
電子決済手段等取引業者が
管理するアカウントの
ID・パスワード等

③ その他

他の金融機関でも
口座の開設や利用が
できなくなる場合があります





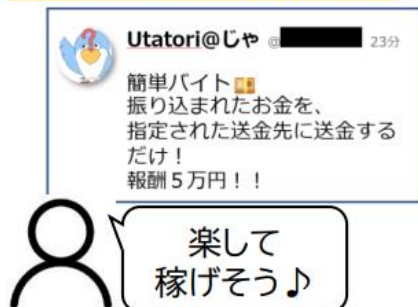
ダメ!!! 「送金犯罪」

※罰則が
創設されます

2年以下の拘禁刑
若しくは
300万円以下の罰金
又はその併科
※反復継続して（業として）
行った場合には加重処罰

「送金犯罪」の特徴

① SNS等での募集



② 口座番号の提供

③ 送金と報酬受領



「送金犯罪」での送金の実行だけでなく、依頼や募集も犯罪！



ポイント！

暗号資産等による送金も対象！

通常の商取引又は金融取引として行う場合など、
「正当な理由」がある送金は対象外！

「正当な理由」に該当する場合の例



食事の会費を
代表者が決済アプリ
や口座振込で集金
→店舗に一括で
送金する場合



自身の消費に関する支
払いに必要な送金を家
族に任せる場合

たかが送金
されど送金
人生を無駄にしないで！



警察庁
National Police Agency



金融庁
Financial Services Agency